

第3回泉佐野市空港連絡橋利用税検討委員会 会議報告

日時：令和8年10月6日（火）10:00 から 11:00

場所：泉佐野市役所 5 階 第一会議室

1 出席状況

出席委員	（会長）田中治、（副会長）藪野恒明、小松知史
市職員等	市長 千代松大耕、副市長 西納久仁明、副市長 真瀬三智広、 政策監兼市長公室長 河野陽一、政策監兼総務部長 木下隆、 都市整備部道路担当理事 河野博次、 市長公室政策推進担当理事 福井丈司、 市長公室公会計管理運営担当理事兼行財政管理課長 田中嘉彦、 総務部法定外税担当理事兼税務課長 藤田宗昭、 総務部税務課税務担当参事 亀石光彦 市民協働部国際交流担当理事兼国際交流課長 中西克子、 成長戦略室企業誘致担当参事 田端洋平、 総務部税務課長代理 清水舞（司会）

2 公開・非公開

原則、公開により開催する。

3 開会

【事務局（司会）】

本日は委員 4 名中 3 名が出席につき、泉佐野市空港連絡橋利用税検討委員会規則第6条第2項の規定により、本委員会が成立していることをご報告します。なお、報道機関による撮影は冒頭のみとさせていただき、議事開始後は会長の指示に従い、撮影を終了して機材撤収をお願いします。続きまして、本日の配布資料について確認します。以後の議事進行は、委員会規則第5条の規定により田中会長にお願いします。

【会長】

それでは、ただいまより第3回の検討委員会を開催いたします。報道機関の撮影はここまでとさせていただきます。それでは本日の議事に入りたいと思います。

4 議事

（1）第2回検討委員会の会議報告等について

◎事務局から「第2回検討委員会 会議報告」**別冊資料** について説明を行った。

(2) 答申(案)について

◎事務局から以下の説明を行った。

- ・ 答申(案) **資料1**

◎質疑等

【会長】

ありがとうございます。それではこれより議論に入りたいと思います。本日が最終審議となりますので、答申(案)としてまとめていくにあたり、お気づきの点やご意見を頂戴できればと存じます。3名での審議となりますので、お気づきの点などいかがでしょうか。

【委員】

私の方から検討して意見を言わせていただいた4ページの一番上の部分について発言させていただきます。

「関空橋税は、固定資産税の減収に端を発して導入された税であるが、関西国際空港の発展により、空港を設置することによって発生した地元都市の財政規模を超える特別の行政需要を支える税として、その役割は欠かせないものとなっている。」という記載がございます。

私自身、当初の経緯を改めて確認・勉強させていただいた中で、連絡橋の固定資産税減収分の補填(約105億円規模)については、75%が普通交付税で措置され、残り25%の税金回収分についても「令和2年頃に回収がほぼ完了した」ということを市側に確認いたしました。

つまり、固定資産税の補填という局面は完全に終わり、現在は「新たな行政需要・特別な行政需要に特化した税」であるということを改めて強調すべきだと考えております。泉佐野市のような比較的小規模な地元都市がこれを支えている税としての位置づけを明確にし、税の本来の趣旨を確立すべきという観点から、こうした積極的な表現への見直しをご提案させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

言葉の整理として1点よろしいでしょうか。今回の文脈で「特別の行政需要」と「特別な行政需要」という2通りの表現が使われているように見受けられます。文章全体の整合

性を取るため、「特別な」に統一をご検討いただければと思います。

【会長】

ご指摘ありがとうございます。全体的な見地からはいかがでしょうか。

【委員】

今のご指摘に賛同いたします。元々は固定資産税の減収補填という発想からスタートした税ですが、すでに補填が完了した中で、泉佐野市の財政規模では賄いきれないような特別な行政需要が空港地元都市として存在する。それに対応するために税の性格自体が大きく変わってきているわけです。

今回の修正によって、そこにどれだけ焦点を当てて審議したかが明確になり、従来の「減収補填に引きずられながら継続する」のような印象から脱却し、非常に説得力が増した文章に仕上がっていると感じます。

また、事前アンケートで関係団体から出されていた慎重・反対的な意見に対しても、単に聞き置くだけではなく「なぜこの税が必要なのか」という理由づけが本文中でしっかりと論述されており、全体として問題のあるところはないと考えております。

【会長】

ありがとうございます。私も委員の一人として１点付け加えさせていただきます。

７ページ最終行の「関空橋税の課税期間を５年間延長する」という点についてです。総務省が平成１２年から地方分権一括法を施行していく際に、（平成１５年通知）において各団体に示した内容を確認しますと、「法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である」とされております。

つまり、一度導入したら無期限にするのではなく、５年ごとに丁寧に議論を重ね、関係者の意見を聴取した上で再検討するというプロセス自体に大きな合理性・妥当性があります。

法定外税に対しては、一般的な批判として「よそ者課税」や「特定対象への狙い撃ち課税ではないか」といった声が上がりがちですが、だからこそ課税根拠を具体的かつ説得力ある形で示し、関係者の理解を得る努力が不可欠です。本答申（案）はそうした趣旨を十分踏まえてまとめられており、非常に読みやすく納得感の高い内容になっていると評価しております。

他に追加のご意見等はございますでしょうか。

【委員】

1 点補足させていただきます。前回委員会においても指摘があり、また過去の日本経済新聞の記事などでも「神戸空港や中部国際空港などにも連絡橋があるのに、なぜ関空（泉佐野市）だけに利用税があるのか」という疑問が呈されていました。

以前は「固定資産税の減収補填」という説明で納得を得ていた部分もありますが、その根拠が消滅した現在、今後は「なぜ他都市にはなく泉佐野市にだけ必要なのか」という点（病院・消防の体制や具体的な行政需要の違いなど）を論理的に整理し、将来に向けてより強力な課税根拠として確立していく取り組みが必要であると感じました。

【会長】

おっしゃる通りですね。課税根拠が「減収補填」から「特別な行政需要の補填」へと変化したことは、社会経済情勢やインバウンド急増等の環境変化に対応した結果であり、極めて正当な変化です。他空港の地元自治体との違いは、まさに抱えている特別な行政需要の性質と財政構造の違いにあります。今後も「どのような特別な行政需要があり、市がどう対応しているか」を丁寧に検証・発信していくことが重要だと思います。

それでは、細かな誤字脱字や表現の微調整は私と事務局にお任せいただくこととして、基本的にはこの答申（案）を本委員会の最終答申として採択することによってよろしいでしょうか。

（委員一同了承）

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。文面の最終調整後、改めて委員の皆様にもご報告いたします。

（3）その他

【会長】

答申の取りまとめにあたり、まだ少しお時間がございますので、本委員会の役割や今後の課題、参加されたご感想などがあれば一言ずつ頂戴できればと存じます。いかがでしょうか。

【委員】

前回の令和 3 年度に続き参加させていただきましたが、立場を超えて大変勉強になりました。地方自治体における「課税のあり方」を深く考える貴重な機会となりました。他都市との比較はありつつも、このような工夫を凝らした税のあり方は、むしろ全国の地方自

治体における一つの先進的なモデルになり得るのではないかと感じております。

【会長】

ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委員】

日常の弁護士業務とは異なり、こうした審議会で全体的な制度設計の議論に参加できたことは非常に有意義で楽しい経験でした。

課税期間について、当初は「恒久化（永続的な継続）」という選択肢もあり得るのではないかという議論もありましたが、審議を重ねる中で「5年ごとの延長」という慎重な姿勢をとることが極めて適切であると確信いたしました。

5年ごとに再審議を行う以上、常に「次の5年をどう論理武装するか」を意識する必要があります。アンケートで寄せられた反対意見や慎重論に対し、真摯かつ説得力を持って答え続けていくことが大切です。また、他の空港地元自治体に対しても「特別な需要があるならばこうした法定外税を活用してはどうか」と提示できるくらいの理論的裏付けを持ち続けることが、本税の正当性を高めることにつながると考えております。

【会長】

ありがとうございます。私からも少し感想を述べさせていただきます。

私は本検討委員会の初期段階から関わってまいりました。当初、関空が国営化・民営化等で激変する中、素朴には「連絡橋を通るだけで税金を取るのか」という批判的な声もありました。しかし背景にある深刻な事情を聞くにつれ、泉佐野市だけにその負担を押し付けるのは正義に反するのではないかという強い思いで議論に参加してきました。

時代とともに関空橋税の正当化根拠が移り変わっていくのは自然なことであり、大切なのはその変化を論理的に整理し、総務大臣協議の3つの同意要件を満たしながら、市民や納税者に対して「この税がどのように役立っているか」を丁寧に説明し続ける努力です。私個人としても、自治体の課税自主権の意義と限界を学ぶ非常に貴重な経験となりました。

引き続いて事務局より、本委員会の今後の任期やスケジュールについてご説明をお願いします。

【事務局】

委員の皆様の任期につきましては「1年間」となっており、令和9年6月10日まで委嘱させていただいております。

今回の答申を受けまして、泉佐野市議会12月定例会に「泉佐野市空港連絡橋利用税条

例の改正案」を提出する予定です。議決をいただいた後、直ちに総務大臣への協議（同意申請）申し出を行います。その過程で協議等の必要が生じた場合には、任期中（～令和 9 年 6 月 10 日）に再度皆様にお集まりいただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。皆様、今後の任期についてよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、全 3 回にわたり過密なスケジュールの中で非常に質の高い議論をしていただき、素晴らしい答申をまとめることができました。また、綿密な資料準備と円滑な運営を支えていただいた事務局の皆様にも心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

【事務局（司会）】

委員の皆様におかれましては、これまで 3 回にわたり、熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。ご多用の中、毎回貴重なご意見を賜りましたことに、改めてお礼申し上げます。

最後に、千代松市長からお礼のご挨拶をいただきます。市長、よろしくお願い申し上げます。

【市長】

委員の先生方におかれましては、全 3 回にわたり専門的な見地から大変貴重なご意見・ご指導を賜り、誠にありがとうございました。

今回の審議を通じて、関空橋税が単なる「過去の減収補填」にとどまらず、現在は「災害拠点病院の維持」「りんくうタウンエリアの耐震化補助」「急増するインバウンド対応」といった、本市独自の特別な行政需要を支える極めて重要な財源であるという認識を改めて強く深めた次第です。道路利用者や市民の皆様に対し、税の使い道や必要性をこれからも一層分かりやすく、丁寧に説明してまいらねばならないと心に刻んでおります。

私自身、前市長が本税の検討委員会を立ち上げた当時は、市議会議長の立場で委員として審議に参加し、また市長就任後は総務大臣協議の現場（東京）で幾多の折衝を重ねてまいりました。手探りの中で一つひとつ課題を乗り越えてきた経緯と初心を忘れることなく、今後の市議会手続きおよび総務大臣協議に臨んでまいります。

先生方のこれまでの手厚いご尽力に深く感謝申し上げますとともに、皆様の今後の益々のご活躍をご祈念申し上げます。泉佐野市を代表してのお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【事務局（司会）】

以上をもちまして、第３回泉佐野市空港連絡橋利用税検討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。